

エコドライブシミュレーター貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）が所有するエコドライブシミュレーターの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸出しを行う機器（以下「機器」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(貸出対象)

第3条 機器は、次に掲げるものが主催又は参加する事業において使用する場合に貸し出すことができる。

- (1) 推進会議要綱別表に掲げる構成機関
- (2) 大阪府内の市町村（前号に掲げる市を除く。）
- (3) 大阪府内に自動車を使用する事業所を有する事業者

(貸出期間)

第4条 機器の貸出期間は、1週間以内とする。ただし、推進会議が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第5条 機器の貸出しは無料とする。なお、機器の貸出し及び返却に要する送料は、借受者が負担するものとする。

(貸出手続)

第6条 機器の貸出しの承認を受けようとするものは、貸出申込書（様式第1号）を推進会議に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進会議は、貸出しを承認したときは貸出承認書（様式第2号）により、通知するものとする。なお、貸出承認には、必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 貸出承認を受けたもの（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 機器を譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (3) 機器を政治的活動、宗教的活動及び営利活動に使用しないこと。

(貸出取消)

第8条 推進会議は、借受者が次のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消す。

- (1) 借受者が第6条第2項に規定する条件又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議が必要であると認めたとき。

2 借受者は、前項の規定による取消しを受けたときは、直ちに機器を推進会議に返却しなければならない。

(事故対応)

第9条 借受者は、機器の紛失、故障又は機器使用者の負傷等の事故が発生したときは、直ちに推進会議に報告しなければならない。

2 前項の事故の原因が借受者にある場合は、借受者が当該事故に係る一切の費用を負担するものとする。

(使用状況報告)

第10条 借受者は、機器の使用後、直ちに機器の使用状況について、使用状況報告書(様式第3号)により推進会議に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成**26**年**3**月**31**日から施行する。

附 則

この要領は、平成**28**年**4**月**1**日から施行する。

別表(貸出機器内訳)

区分		部品名称	数量	管理番号
エコドライブシミュレーター	パソコン関連	ノートパソコン	1台	1-1
		キーボードカバー	1枚	1-2
		ACアダプター	1本	1-3
		USBメモリ	1個	1-4
	ハンドル関連	ハンドル	1個	2-1
		ハンドル接続アダプター	1本	2-2
		指示器	1個	2-3
	フットペダル	フットペダル	1個	3
	マニュアル類		8種	4-1~4-8
	ケーブル	延長ケーブル	1本	5
プリンター	プリンター本体		1台	1-1
	ケーブル	ACアダプター	1本	1-2
		コンセントケーブル	1本	1-3
		パソコン接続用ケーブル	1本	1-4
	インク	インク	一式	